

## 埼玉県浦和競馬組合委託契約書

- 1 委託業務の名称 紿茶業務委託
- 2 履行場所 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号
- 3 履行期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
- 4 委託金額 金\_\_\_\_\_円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円)
- 5 契約保証金 又は免除 ※一般競争入札は100分の10  
(財務規則第62条参照)

上記の委託業務について、委託者 埼玉県浦和競馬組合 と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号  
委託者 埼玉県浦和競馬組合

管理者 大野元裕

受託者 住 所

## 別添

### (総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。
- 3 乙は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物がある場合には甲に引き渡すものとし、甲は、その委託金額を支払うものとする。
- 4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (監督員)

第4条 甲は、監督員を置いたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

### (業務責任者)

第5条 乙は、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

### (業務の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

### (契約の変更)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

### (履行期間の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、履行期間を延長することができる。

### (損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため  
に生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によ  
り生じたものについては、甲が負担するものとする。

（検査）

第10条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって甲に通知し  
なければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に業務の完了を確認す  
るための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、甲の検  
査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項  
の規定を適用する。

（委託金額の支払）

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲の指示する手続に従つ  
て委託金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内に、乙に委託金額を支払わなけ  
ればならない。

（履行遅滞の場合の違約金等）

第12条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができな  
かったときは、遅延日数に応じ、委託金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計  
算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が  
100円に満たないときは、この限りでない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託金額の支払が遅れ  
た場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を  
乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利  
息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものと  
し、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものと  
する。

（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

第13条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が、次  
の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の委託金  
額（この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の1  
0分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければなら  
ない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和  
22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は  
乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反した  
ことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8  
条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、  
当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2  
項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置  
命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」と  
いう。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したもの）をいい、乙

等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（甲の催告による契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (4) 第10条の規定に基づく検査に不合格となり、甲の再度の検査においても、不合格となったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

（甲の催告によらない契約の解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした

目的を達することができないとき。

(6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。

(9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（乙の損害賠償義務等）

第16条 第14条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければ

ばならない。

- 2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。
- 3 第14条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその責めを負わないものとする。
- 4 前3項に掲げる場合のほか、乙は、その責めに帰する事由により、業務の実施に關し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。  
(秘密の保持等)

第17条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、委託業務の実施にあたり、乙及び乙の委託を受けた作業責任者及び作業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第19条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

- 2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第20条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する甲の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(成果の帰属)

第21条 この契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から甲に帰属する。

(報告義務)

第22条 乙は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに甲に報告し、甲と乙とが協議するものとする。

(業務の中止)

第23条 甲は、天候、自然災害、疫病その他の事情により、乙に対し、契約内容の一部又は全部の履行を中止又は延期（以下「中止」という。）させることができる。

- 2 甲は、当該業務日を中止とするときは、事前に乙と協議し、中止の決定を行う。

3 前各項にかかわらず、甲又は乙が正当な理由により免責の疑義の申出があった場合は、甲と乙で協議のうえ決定するものとする。

(契約の効力の遡及)

第 24 条 この契約書への甲と乙の記名押印日が契約書第 1 条に定める契約期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(個人情報の保護)

第 25 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに係る仕様書」に従い、個人情報保護のために関係法令等を遵守しなければならない。

(定めのない事項等)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(特記事項)

第 27 条 乙は、業務従事者の労務管理に関する費用一切を負担すること。

2 乙は、利用者等からの要望や苦情に適切に対応するため、その手順や体制等を整備すること。要望や苦情があった場合には、迅速な対応を図り、適時甲に報告すること。

## 個人情報の取扱いに係る仕様書

本契約に係る委託業務（以下「業務」という。）において、乙は、氏名、年齢、住所及び電話番号等の個人情報の収集、保持及び使用等に関する事務が含まれているため、個人情報の取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 秘密の保持については、十分に留意すること。
- ② 業務を委託するにあたっては、その再委託先について甲に報告するとともに、再委託先に個人情報の取扱いについて徹底を図らせること。
- ③ 業務により収集した個人情報については、第三者へ提供してはならない。
- ④ 業務により収集した個人情報については、業務目的以外に使用することを禁止する。
- ⑤ 業務により収集した個人情報については、複写及び複製を禁止する。
- ⑥ 業務による個人情報の取扱いについて、甲が検査及び調査を必要とする場合は、そのいずれにも応ずること。
- ⑦ 業務による個人情報の取扱いについて、事故が発生したときは、遅滞なく報告すること。
- ⑧ 業務による個人情報の廃棄をするときは、廃棄日及びその方法について甲に報告し、廃棄対象の個人情報についても、残存することなくその漏洩を防ぐこと。
- ⑨ 上記①から⑧までに掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、受託者名（再委託先も含む。）を公表する場合がある。また、このことにより、甲に損害が生じた場合は、損害賠償を請求する場合がある。
- ⑩ その他個人情報の保護に関し、甲の指示に従うこと。